第三十一条の二第一項中「平成二十八年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に改め、同条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　土地開発公社に対する次に掲げる土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が独立行政法人都市再生機構が施行するそれぞれ次に定める事業の用に供されるもの

イ　被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域（以下第三十四条の二までにおいて「被災市街地復興推進地域」という。）内にある土地等　同法による被災市街地復興土地区画整理事業（以下第三十四条の二までにおいて「被災市街地復興土地区画整理事業」という。）

ロ　被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する住宅被災市町村の区域内にある土地等　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による第二種市街地再開発事業

第三十一条の二第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同項第四号中「（昭和四十四年法律第三十八号）」を削り、「前三号」を「前各号」に改め、同項第十一号中「第一号」の下に「の上欄」を加え、同項第十二号中「、第二号」を「から第二号の二まで」に改め、同条第三項中「平成二十八年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に、「期間」を「期間。第五項において「予定期間」という。」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第五項中「第三項に規定する期間内に第二項第十二号」を「予定期間内に同項第十二号」に改め、同条第九項中「第七項の規定による修正申告書及び」を「第八項の規定による修正申告書及び」に改め、同項第一号中「第七項」を「第八項」に改め、同項第二号中「で第七項」を「で第八項」に、「第三十一条の二第七項」を「第三十一条の二第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「期間」を「予定期間」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第三項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、第三項に規定する予定期間内に第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で政令で定める場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後二年以内の日で政令で定める日までの間に当該譲渡の全部又は一部が同項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、第三項、第五項及び次項から第十項までの規定の適用については、第三項に規定する予定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

第三十三条第一項中「第三十二条又は所得税法」を「前条又は同法」に改め、同項第三号中「第九十条（大都市地域住宅等供給促進法第八十二条第一項」を「第九十条（同項」に改め、同項第三号の二中「同法第七十九条第三項の」を「同項の」に改め、同項第三号の五中「減価補償金」の下に「（次号において「減価補償金」という。）」を、「施行区域」の下に「（同法第二条第八項に規定する施行区域をいう。同号において同じ。）」を加え、同号の次に次の二号を加える。

三の六　地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興推進地域において施行する被災市街地復興土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなるものの施行区域内にある土地等について、これらの者が当該被災市街地復興土地区画整理事業として行う公共施設の整備改善に関する事業の用に供するためにこれらの者（土地開発公社を含む。）に買い取られ、対価を取得する場合（前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

三の七　地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する住宅被災市町村の区域において施行する都市再開発法による第二種市街地再開発事業の施行区域（都市計画法第十二条第二項の規定により第二種市街地再開発事業について都市計画に定められた施行区域をいう。）内にある土地等について、当該第二種市街地再開発事業の用に供するためにこれらの者（土地開発公社を含む。）に買い取られ、対価を取得する場合（第二号又は次条第一項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

第三十三条第二項中「もつて収用等」を「もつて取得指定期間（収用等」に、「を取得する」を「の取得をする」に、「期間」を「期間）をいう。）に、「補償金、対価又は清算金の額」を「の額（」に、「補償金、対価又は清算金の額（収用等」を「の額（次項に規定する収用等」に、「代替資産を取得した」を「同項に規定する代替資産の取得をした」に、「金額」を「金額。以下この項において同じ。）（」に改め、同条第三項中「、第二号」の下に「又は第三号」を加え、「同号に規定する土地の上にある資産（同号）を「これらの号に規定する土地の上にある資産（これらの号」に、「又は第二号」を「若しくは第二号」に、「又は対価」を「若しくは対価の額又は第三号に規定する補償金」に改め、同項に次の一号を加える。

三　土地等が第三十三条の三第八項の規定に該当することとなつたことに伴い、その土地の上にある資産が土地区画整理法第七十七条の規定により除却される場合において、当該資産の損失に対して、同法第七十八条第一項の規定による補償金を取得するとき。

第三十三条第五項中「添附しない」を「添付しない」に改め、同項ただし書中「添附」を「添付」に改め、同条に次の一項を加える。

7　個人が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、代替資産の第二項に規定する取得指定期間内における取得をすることが困難となつた場合において、当該取得指定期間の初日から当該取得指定期間の末日後二年以内の日で政令で定める日までの間に代替資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項及び第三十三条の五の規定の適用については、同項に規定する取得指定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

第三十三条の二第二項中「同項各号」を「当該各号」に、「を取得した」を「の取得をした」に、「取得する」を「取得をする」に改め、同条に次の一項を加える。

5　前条第七項の規定は、第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第二項」とあるのは、「次条第二項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

第三十三条の三第一項中「第十六条第一項」を「（平成十年法律第九十二号）第十六条第一項」に改め、同条に次の五項を加える。

8　個人が、その有する土地等（所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）で被災市街地復興推進地域内にあるものにつき被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により、土地等及びその土地等の上に建設された被災市街地復興特別措置法第十五条第一項に規定する住宅又は同条第二項に規定する住宅等（以下この項、次項及び第三十三条の六第一項第四号において「代替住宅等」という。）を取得したときは、第三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第三十三条の規定の適用については、当該換地処分により譲渡した土地等（代替住宅等とともに清算金を取得した場合又は被災市街地復興特別措置法第十七条第一項の規定により保留地が定められた場合には、当該譲渡した土地等のうち当該清算金の額又は当該保留地の対価の額に対応する部分以外のものとして政令で定める部分）の譲渡がなかつたものとみなす。

9　前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、被災市街地復興土地区画整理事業の施行者から交付を受けた土地等に係る換地処分により代替住宅等を取得したことを証する書類その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

10　税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第八項の規定を適用することができる。

11　第八項の規定の適用を受ける同項に規定する換地処分による土地等の譲渡については、第一項の規定は、適用しない。